

令和8年度

一般会計歳出 第10款 2項 2目 12節 委託料

受付番号

種目番号

連絡先

委託担当

施設課 TEL 671-2560

# 設計書

1 委託名

鶴見工場焼却灰資源化処理委託

2 履行場所

資源循環局鶴見工場ほか

3 履行期間

期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

又は期限

期限 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 契約区分

確定契約 概算契約

5 その他特約事項

なし

6 現場説明

不要

要 ( 月 日 時 分、場所 )

7 委託概要

本委託は、横浜市資源循環局鶴見工場から排出される焼却灰（主灰）を受託者施設まで輸送し、資源化処理する業務であり、焼却灰の有効利用を図るものである。

8 部分払

- する (10 回以内)  
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
焼却灰資源化处理	6月～3月	( 750 )	トン		( )
※輸送費込み					

- \* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。
- \* 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

<b>委託代金額</b>	( ¥ )
<hr/>	
内訳	業務価格 ( ¥ )
	-----
消費税等相当額	( ¥ )
	-----



## 適用する仕様書等(委託)

## 1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和7年7月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和7年6月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和7年3月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和7年3月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和7年3月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和6年12月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和6年12月
<input type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
<input type="checkbox"/>	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 (設計・測量等委託契約約款を適用する委託契約については、本特記事項の内容を適用する。その場合、委託契約約款に該当する項目は、設計・測量等委託契約約款に記載の項目に読み替える。)	
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	
<input type="checkbox"/>	ワンデーレスポンスに関する特記事項 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」「ウィークリースタンス」に努める。	

## 2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

## 特記仕様書

### 1 委託概要

本委託は、横浜市資源循環局鶴見工場（以下、焼却工場という）から排出される焼却灰（主灰）を、受託者施設まで輸送し、資源化处理する業務であり、焼却灰の有効利用を図ることを想定している。

### 2 履行期限

履行期限は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 3 処理及び搬出頻度

焼却工場からの搬出頻度は週1～3回を目安とし、各月の処理量、焼却工場への入場時間については別途協議を行うものとする。

### 4 関係法令

本委託業務の履行に際し、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、その他関係法令を遵守すること。

### 5 委託契約の解除

本委託は廃棄物処理委託契約約款に規定するもののほか、本市と受託者施設の所在する自治体間において本委託を履行するうえで必要な協定等が整わない場合は、本市及び受託者の合意の上、本委託契約を無条件で解除できるものとする。

### 6 委託業務内容

- (1) 焼却工場入場の際に使用する車両については、別紙の、工場内のルート図を確認のうえ、高さ3.3m以下の焼却灰の飛散や漏水・防止対策を施した車両を用意すること。なお、フルトレーラー等の使用は原則不可とする。
- (2) ディーゼル車を使用する場合は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を遵守すること。
- (3) 焼却灰の積込日時は原則として、平日8時00分～16時00分とし（年末年始、設備点検日を除く）、本市と協議のうえ決定すること。なお焼却工場の稼働状況等によっては、協議していた日時に急な変更が発生することがあるため、それに対応できるよう留意すること。
- (4) 焼却工場での焼却灰の車両への積込み作業は、灰クレーンによって本市が行う。
- (5) 焼却灰輸送重量の測定について、次のとおりとする。
  - (ア) 原則として焼却工場の計量器で本市立会いのもと、空車重量と積載重量を計量し、その差引き重量を出来高数量とする。

- (イ) 計量器は最大計量が 30 トン、幅 3 m×長さ 7.5mであるため、計量可能な車両を用意すること。
- (6) 本市から搬出した焼却灰を受託者施設にて、資源化处理すること（熔融処理による）。また、その履行確認等を本市が行えるようにすること。
- (7) 焼却灰を処理する受託者施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に掲げる一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び一般廃棄物処理施設の維持管理上の基準に適合する施設であること。
- (8) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項第 9 号に義務付けられている本市から受託者施設が所在する自治体への通知について、資料提供などの協力を行うこと。

## 7 報告書等

### (1) 実績報告書

受託者は検査ごとに、資源化处理量実績、出来高、使用した車両の車両番号、委託写真などを盛り込んだ内容を実績報告書として速やかに提出すること。なお、焼却工場搬出時および受託者施設受入れ時の写真を月に 1 回以上撮影し、可能な限り施設内における資源化处理状況も適宜撮影すること。

### (2) 提出書類

資源循環局委託共通仕様書に定められているもののほか、次の書類を本市に提出すること。なお、上記仕様書の 1 総則(1)に記載の委託契約約款は、廃棄物処理委託契約約款を適用する。

提出書類	提出時期	部数	備考
打合せ議事録	業務着手中	1 部	必要に応じて

## 8 焼却灰分析結果および工場内ルート図等 別紙参照

# 別紙（鶴見工場）

## 鶴見工場 焼却灰分析結果

【含有量試験】※令和7年11月採取

分析項目	単位	分析結果
水銀又はその化合物	mg/kg	0.02
カドミウム又はその化合物	mg/kg	15
鉛又はその化合物	mg/kg	90
六価クロム化合物	mg/kg	1.1
砒素又はその化合物	mg/kg	3.3
シアン化合物	mg/kg	6
セレン又はその化合物	mg/kg	0.2
銅及びその化合物	mg/kg	1600
亜鉛及びその化合物	mg/kg	2400
鉄及びその化合物	mg/kg	37000
マンガン及びその化合物	mg/kg	660
クロム及びその化合物	mg/kg	190

【溶出試験】※令和7年11月採取

分析項目	単位	分析結果
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005未満
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.009未満
鉛又はその化合物	mg/L	0.03未満
六価クロム化合物	mg/L	0.06
砒素又はその化合物	mg/L	0.03未満
シアン化合物	mg/L	0.1未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	210
窒素含有量	mg/L	14
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	150
水素イオン濃度	pH	12.0 (22℃)

【ダイオキシン類測定】 ※令和7年9月採取

分析項目	単位	分析結果
ダイオキシン（実測濃度）	ng/g	1.3
ダイオキシン（毒性等量）	ng-TEQ/g	0.0061

【熱灼減量分析】 ※令和7年12月採取

分析項目	単位	分析結果
水分	%	27.1
大型不燃物の割合	%	14.8
熱灼減量（大型不燃分除去後）	%	4.0
熱灼減量（焼却残渣）	%	3.4

【成分分析（大型不燃分補正）】 ※令和7年11月採取

分析項目	単位	分析結果
二酸化けい素	%	9.3
酸化アルミニウム	%	7.1
酸化鉄（Ⅲ）	%	6.1
酸化カルシウム	%	36.9
酸化マグネシウム	%	1.2
三酸化硫黄	%	2.4
酸化ナトリウム	%	2.5
酸化カリウム	%	3.5
酸化チタン（Ⅳ）	%	2.3
酸化りん（Ⅴ）	%	5.7
酸化マンガン	%	0.1
酸化ストロンチウム	%	0.1未満
塩素	%	6.8
炭素	%	2.07
水素	%	0.62
窒素	%	0.07
灰分	%	90.9
可燃分	%	9.1

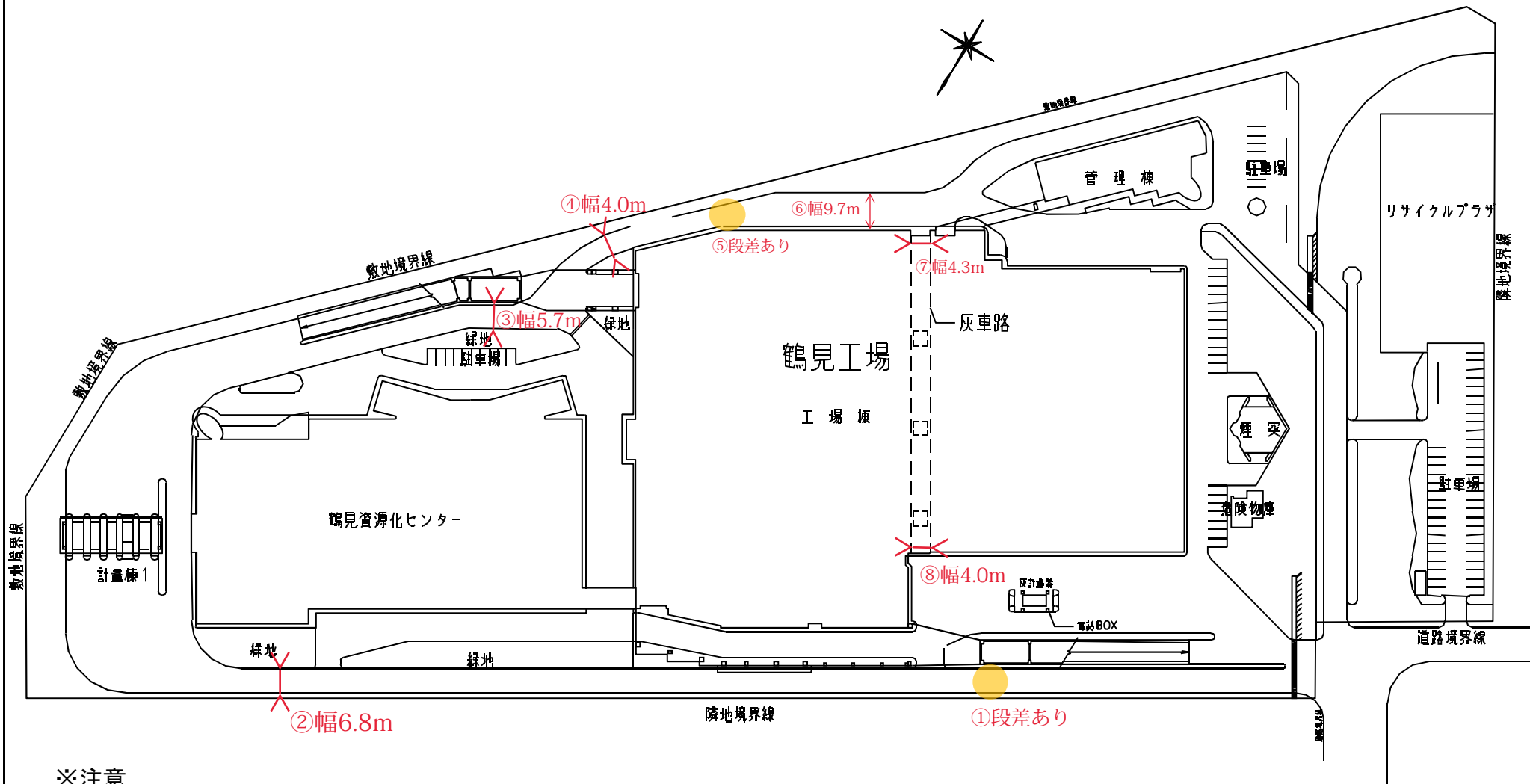
# 案内図



住所：横浜市鶴見区末広町1-15-1



幅員図 (あくまで参考値)



※注意

1. 灰車路へ進入できる車両は全高3.3m以下とする。
2. 搬出量は当工場の計量器で計量し、積載重量と空車重量の差によるものとする。
3. 工場内は一方通行である。
4. 工場内は制限速度(20km/時)を守って走行すること。
5. 工場内の通行ルートは状況により変わることがあります。